

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

市町村名 (市町村コード)	袖ヶ浦市 ( 12229 )
地域名 (地域内農業集落名)	三ツ作地区 ( 三ツ作集落 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区においては、耕作者の高齢化が顕著となっており、農業を途中でリタイヤすることも考えられ、結果として中心経営体だけでは耕作できなくなってしまう可能性があるため担い手の育成が課題である。各個人の責任で行われるはずの水田の維持管理作業、用水路、農道の維持管理作業、除草作業、病害虫防除作業などの管理ができなくなりつつある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

耕作者の高齢化・担い手不足が課題となっているが、規模拡大を目指している中心経営体に集積・集約していくとともに、営農組合による作業受委託等を通じて、農地を地域で守り、生産性の向上と経費削減による効率的な生産体制を整備することで地域の活性化に努める。

三ツ作営農組合や三ツ作環境保全会などの地元団体に連携を図り、農地環境の整備を行っていく。

農地の草刈及び水路清掃等の維持管理活動については、耕作者だけでは労力的に難しくなっているため、既存地域内の農地は耕作者だけではなく、農地の所有者を含めた地域で守っていく必要性への理解を深め、様々な活動に対する協力を求めていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	61 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	61 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
10年以上経営が継続可能な耕作者を中核的な担い手として位置付ける。 令和8年度に担い手を中心に営農組合を設立し、農地中間管理事業を活用し、農地を集約していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後、中心経営体に農地を貸し付けることとなった場合には、農地の位置や耕作条件等を踏まえ集積・集約していく。もし、耕作者が病気等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、当該機構を通じて貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、用排水路の整備により耕作地の改良を行うとともに、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、農業委員会、君津農業事務所、農協等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

三ツ作地区の耕作地ではアライグマ等の小動物による農作物被害が発生していることから、引き続き必要に応じた対策(電気柵の設置)に取り組んでいく。